

白糠町地域防災計画

第 1 0 章

災害復旧計画

第10章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原型復旧にとどまらず、耐震強化等必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成して実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川
 - イ 海岸
 - ウ 砂防設備
 - エ 林地荒廃防止施設
 - オ 地すべり防止施設
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設
 - キ 道路
 - ク 漁港
 - ケ 下水道
 - コ 公園
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 空港施設災害復旧事業計画
- (8) 公共医療施設・病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画

- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律が定めるところにより、予算の範囲内において、国、道及び町が全部又は一部を負担又は補助して行う。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 財政、金融等に関する計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、突発的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ被害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、道及び町並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 財政対策

道、町及び防災関係機関並びに金融機関等は協力して、災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興支援活動を援助するものとする。

6 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画の「第10章 災害復旧・被災者援護計画 第2節 被災者援護計画 第3 融資・貸付等による金融支援」の定めるところによる。

7 罹災証明書の交付

(1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早急に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

(2) 町長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

(3) 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

